

加古川市老人クラブ等運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人クラブ及び市老人クラブ連合会が高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会に資するために、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助事業の内容)

第2条 補助事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、第1号及び第2号の助成対象は、各活動の一層の促進を図るため、老人クラブへの指導・支援を行う加古川市シニアクラブ連合会に加盟する老人クラブとし、第3号及び第4号の助成対象は、加古川市シニアクラブ連合会とする。

(1) 老人クラブ助成事業

別紙1に定める「加古川市老人クラブ運営要領」に基づいて行う「社会奉仕活動」、「高齢者教養講座開催等」、「健康増進活動」とする。

(2) 老人クラブ活動強化推進事業

別紙2に定める「加古川市老人クラブ活動強化推進事業運営要領」に基づいて行う「共生型助け合い活動」、「会員加入促進活動」、「地域活動の再開」、「高齢者自らが行う体操（健康体操等）の実施・普及促進活動」とする。

(3) 市老人クラブ連合会活動促進事業

別紙3に定める「加古川市シニアクラブ連合会運営要領」に掲げる活動とする。

(4) 市老人クラブ連合会活動促進事業（特別事業）

別紙4に定める「加古川市シニアクラブ連合会運営要領（特別事業）」に掲げる活動とする。

(補助金の種類等)

第3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、補助事業に要する経費の一部を補助するものとする。

2 補助金の交付額は、老人クラブ等が行う当該補助事業に要する経費について、別表第1の第2欄に定める補助基本額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定することにより算出した経費とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収入支出予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付・不交付決定書（様式第2号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示することができる。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更後の収入支出予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに補助事業中止・廃止申請書(様式第4号の1)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の内容の変更、中止又は廃止の可否を決定し、補助事業の内容の変更に係るものにあつては補助事業変更/承認/不承認/通知書(様式第4号の2)により、補助事業の中止又は廃止に係るものにあつては補助事業/中止/廃止/承認/不承認/通知書(様式第4号の3)により、速やかにその旨を補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了後、市長が指定する期日までに補助事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書
- (2) 収入支出決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通ずるものとする。ただし、確定した補助金等の額が、第5条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額(第8条第3項の規定により補助金の額の変更を承認した場合にあつては、当該変更後の額)と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼口座振替依頼書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の補助金のうち、別表第1の第3欄中「負担金」に相当する額を、老人クラブ等の依頼に基づき、市老人クラブ連合会に支払うことができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

(交付決定の取消しの通知)

第13条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取

消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

3 前2項に規定する返還の命令は、補助金返還命令書（様式第9号）により行うものとする。

（届出義務）

第15条 新たに老人クラブを組織して第2条の補助事業を行う場合は、速やかに市長に結成届（様式第10号）を提出しなければならない。

2 補助金を受けている老人クラブ及び市老人クラブ連合会が次の各号のいずれかに該当したときは、その代表者は速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 代表者が変更になったとき

(2) 解散したとき

（指導及び監査）

第16条 市長は、老人クラブ等の運営について適切な指導を行うとともに、必要があると認めたときは、補助金の使途について監査することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別紙1（第2条関係）

「加古川市老人クラブ運営要領」

1 目的

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

2 組織

(1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。

(2) 老人クラブは、活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者で組織するものとする。

ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

(3) 会員数は、おおむね30人以上とする。

(4) 老人クラブ会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

3 運営

(1) 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。

(2) 会員はクラブ活動費に充てるため、定期的に会費を納入するものとする。

4 活動

(1) 老人クラブは、自らの生きがいを高め健康づくりをすすめる各種活動とボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施するものとする。

(2) 老人クラブの活動は、年間を通じ恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

5 経理

老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

別紙2（第2条関係）

「加古川市老人クラブ活動強化推進事業運営要領」

1 目的

少子・高齢社会の急速な進展や、「県民の参画と協働の推進に関する条例」が制定される中、高齢者の知識・経験を活かして老人クラブが取り組む共生型助け合い活動・会員加入促進活動・地域活動の再開等の社会参加活動を支援し、老人クラブ活動の充実に資することを目的とする。

2 内容

別紙1「加古川市老人クラブ運営要領」により活動する老人クラブの活動の一環として、次の社会参加活動への取組みを支援する。

なお、支援に当たっては、社会参加活動の一層の促進を図るため、兵庫県老人クラブ連合会及び市老人クラブ連合会の一定の関与のもとでの実施を求める。

(1) 共生型助け合い活動・会員加入促進活動・地域活動の再開

ア 共生型助け合い活動

子育ての相談・支援や子どもとの体験交流などの子育て支援に寄与する活動、在宅のひとり暮らし高齢者等の見守りや施設に入所している高齢者等への友愛活動などの見守り活動に寄与する活動、高齢者、子育て世帯、障害者等の世代や属性を問わない地域の助け合い活動

イ 会員加入促進活動

高齢者の社会参加を促すための会員の加入促進活動

ウ 地域活動の再開

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により停滞した地域活動の再開やウィズコロナ時代に対応した新たな活動

なお、支援対象は、ア～ウの促進を図るため、老人クラブへの指導・支援を行う加古川市シニアクラブ連合会に加盟する老人クラブとする。

(2) 高齢者自らが行う体操（健康体操等）の実施・普及促進活動

いきいきクラブ体操等の健康体操や高齢者向けスポーツ、その他の高齢者の健康づくり・介護予防のために市が適当と認める各種事業の実施・普及促進活動（原則、年間を通じて、一定の定期的活動が行われるものに限る。）

なお、支援対象は、新たな事業として実施する高齢者自らが行う体操（健康体操等）の県下全域での展開を図るため、加古川市シニアクラブ連合会及び老人クラブへの指導・支援を行う兵庫県老人クラブ連合会傘下の老人クラブとする。

別紙3（第2条関係）

「加古川市シニアクラブ連合会運営要領」

1 目的

加古川市シニアクラブ連合会（以下「シニア連合」という。）は、高齢者の社会活動を促進するため、また、老人クラブに対する指導事業及び高齢者の幅広い社会活動促進のために諸事業を行うことを目的とする。

2 組織

- (1) シニア連合は、市域を対象地域とし、老人クラブによって組織するものとする。
- (2) シニア連合には、代表者として会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。
なお、役員を選考に当たっては、年齢、男女別を問わず、適任者の選任に努めなければならない。
- (3) シニア連合には、(2)の役員のほかに、適任者による活動別リーダーを置くものとする。
- (4) シニア連合の事務局は、自主的に設置運営するように努めるものとする。
- (5) シニア連合は、目的を達成するために必要に応じて、委員会等を設置するものとする。

3 運営

- (1) シニア連合の運営は、老人クラブの意向を反映し、自主的に行わなければならない。
- (2) シニア連合は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、会則を設けるものとする。
- (3) シニア連合は、原則として、老人クラブからの会費をもって運営するものとする。

4 活動

シニア連合は、老人クラブ及び兵庫県老人クラブ連合会等と連携し、次に掲げる事業を市単位とした広域的な事業として展開するものとする。

- (1) 老人クラブの役員及び活動別リーダーの研修を実施し、資質の向上を図ること。
- (2) 老人クラブの実情や要望を把握するとともに、新規の活動の開拓、活動の場の確保及び活動別の組織化を図ること。
- (3) 老人クラブの参加によって、行事、催物を開催し、老人クラブの連携と意識の向上及び地域の高齢者との交流を通じた仲間づくりの促進並びに他世代との交流を図ること。
- (4) 外部からの指導者・協力者の受け入れを行い、老人クラブの活動の充実を図ること。
- (5) 老人クラブの発展、高齢者の社会的地位の向上等を図るために調査、研究を行うとともに、高齢者及び老人クラブ活動に対する地域社会の理解を深めるため啓発広報等多様な活動を行うこと。
- (6) 事業の実施に当たっては、兵庫県老人クラブ連合会の活動推進員及びその他の指導者との連携の下に事業を実施すること。
- (7) 兵庫県老人クラブ連合会、他の市町老連、市町等関係機関（団体）との連携を図ること。

5 経 理

シニア連合は、収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

別紙4（第2条関係）

「加古川市シニアクラブ連合会運営要領（特別事業）」

1 目的

別紙3「加古川市シニアクラブ連合会運営要領」により運営する加古川市シニアクラブ連合会（以下「シニア連合」という。）の活動の一環として、次に掲げる活動を先駆的・重点的に実施することを目的とする。

2 活動

シニア連合は、老人クラブ及び兵庫県老人クラブ連合会等と連携し、次に掲げる事業を先駆的・重点的に実施するものとする。

- (1) ボランティアや健康づくりなどの活動別リーダーの育成事業
- (2) 女性役員・リーダーの育成事業
- (3) 外部からの指導者・協力者の招聘促進事業
- (4) 高齢者と他世代との交流促進事業
- (5) 会員以外の者のクラブ活動への参加、加入促進事業
- (6) 広報・加入促進事業
- (7) 高齢者に関する情報提供、相談活動
- (8) 高齢者訪問支援促進事業
- (9) その他、地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業

別表第1（第3条・第11条関係）

1 対象事業名	2 補助基本額	3 対象経費
老人クラブ助成事業	3, 500円×活動延月数	賃金、謝金、旅費、 需用費、役務費、 備品購入費、 使用料及び賃借料 負担金
老人クラブ活動強化 推進事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 共生型助け合い活動・会員加入促進活動・地域活動の再開を実施する老人クラブ 3, 500円×活動延月数</p> <p>2 健康体操活動を実施する老人クラブ 500円×活動延月数</p>	賃金、謝金、 旅費、需用費、 役務費、 備品購入費、 使用料及び賃借料
市老人クラブ連合会 活動促進事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 均等割 175, 000円</p> <p>2 65円×老人クラブ連合会加入老人クラブの4月1日現在の会員数</p> <p>3 上記1、2以外に予算に定める額を上限とし、加古川市長が認める額</p>	賃金、謝金、 旅費、需用費、 役務費、 備品購入費、 使用料及び賃借料
市老人クラブ連合会 活動促進事業 (特別事業)	<p>県が定める補助基準額の算定式により算出した額</p> <p>ただし、予算に定める額を上限とし、加古川市長が認める額</p>	賃金、謝金、 旅費、需用費、 役務費、 備品購入費、 使用料及び賃借料

※当該年度における補助金交付額である。